

2013/03/07

薬事法・景品表示法に関する知識度テスト

-問題-

テスト実施日	
受講者名	

以下の問いに答えなさい。

1. 景表法の正式名称を答えなさい。

2. 景表法とはなにか説明しなさい。

3. 使用の際特に注意をするべきワードとして「お肉、NO1、カシミア 100%、利回り、やせる、最安値、動物性鉄(豚)」などがあるが、このワードを使用する際の注意点を述べなさい。

4. 優良誤認表示とは何か説明しなさい。

5. 商品の効果・効能、性能などを表示する際は「合理的な根拠」が必要となるが、「合理的な根拠」として必要な2つの要件を答えなさい。

6. 有利誤認表示とは何か説明しなさい。

7. 「二重価格表示」による不当表示にはどのようなものがあるか例を述べなさい。

8. 「強調表示」を行う場合の注意点を述べなさい。

9. 以下の A～C の表記を行う場合、不当表示となるケースを述べなさい。

10. 薬事法とは何か説明しなさい。

11. 医薬品とはなにか説明しなさい。

12. 医薬部外品とはなにか説明しなさい。

13. 以下の問いに○か×で答えなさい。

A) アフィリエイトサイト運営者は事業者である。

B) 広告主は、ASP やアフィリエイターによる違反行為の責任は問われない。

C) 景表法に抵触する基準は、意図して消費者を「誤認させる」表示をしたかどうかである。

D) 化粧品は薬事法の適用範囲内に入っている。

E) シャンプーは薬事法の適用範囲内に入っている。

F) 健康食品、ダイエット食品、サプリメントは薬事法の適用範囲内に入っている。

G) 薬事法がカバーしないものに関しては、根拠の無い効果効能を記載してもよい。

H) 効果効能を広告主がサイト上で書いていれば、例え根拠の無い内容であっても、アフィリエイトは効果効能についてブログに書いてもよい。

I) アフィリエイトが実際に医薬部外品を使用して起きた身体の変化に関しては、「〇〇に効いた」「〇〇がよくなった」などの表現を使うこともできる。

J) 「サプリメントを飲んだら便秘が治った」という表現をしてもよい。

医薬品ではないので、「治った」という表現は NG。

K) 「美容成分を配合したシミ解消クリーム」という表現をしてもよい。

L) 「血圧を下げる」は NG であるが、「高血圧が気になる方に」という表現ならしてもよい。

M) 「疲れ目に効く」は NG であるが、「パソコンを良く使う人に」という表現ならばしてもよい。

N) 「〇〇を予防」という表現ならば、医薬部外品や化粧品にも使うことができる。

O) 「エイジングケア」という表現ならば、化粧品にも使うことができる。

P)「サプリメントで二日酔いがすっきり！」という表現をしてもよい。

Q)「仁丹、1日1粒飲んでください」という表現をしてもよい。

以上でテストは終了です。おつかれさまでした。  
次のページからは解答ページです。

2013/03/07

薬事法・景品表示法に関する知識度テスト

-解答-

テスト実施日	
受講者名	

以下の問いに答えなさい。

1. 景表法の正式名称を答えなさい。

景品表示法

2. 景表法とはなにか説明しなさい。

景品やサービスの品質、内容、価格などが誤認される表示を規制することにより、消費者が適正に商品、サービスを選択できる環境を守るための法律である。

3. 使用の際特に注意をするべきワードとして「お肉、NO1、カシミア 100%、利回り、やせる、最安値、動物性鉄(豚)」などがあるが、このワードを使用する際の注意点を述べなさい。

こうした単語を含む商品を販売もしくは紹介している広告主、ASP、そしてサイトオーナーはその根拠を明確に説明できるようにしておく必要がある。

4. 優良誤認表示とは何か説明しなさい。

商品・サービスの品質や内容などについて、実際よりも著しく優良であると示す表示である。

5. 商品の効果・効能、性能などを表示する際は「合理的な根拠」が必要となるが、「合理的な根拠」として必要な2つの要件を答えなさい。

◇試験・調査結果や専門機関などの見解により、客観的に実証された内容のものであること。  
◇表示された効果・効能と試験・調査結果などによって実証された内容が適切に対応していること。

6. 有利誤認表示とは何か説明しなさい。

価格や取引条件などに関して実際よりも著しく有利であると誤認される表示である



7. 「二重価格表示」による不当表示にはどのようなものがあるか例を述べなさい。

例)

◇通常販売している価格より安い価格を強調しているが、実際にはその「通常価格」での販売実績はなかった。

◇メーカー等の希望小売価格より安いと思わせる価格を強調しているが、実際にはメーカー等により予め設定・公表されている希望小売価格があるという根拠は確認できなかった。

◇メーカー希望小売価格より安いと思わせる価格を強調しているが、実際は販売会社のプライベートブランド商品のため、「メーカー希望小売価格」との表示はできないものであった。

8. 「強調表示」を行う場合の注意点を述べなさい。

◇強調表示の内容について、例外や制約条件などが無いか十分に検討すること。

◇打ち消し表示を行わずに済むように、強調表示の方法を工夫すること。

9. 以下の A～C の表記を行う場合、不当表示となるケースを述べなさい。

A: 車検整備料金 9,500 円ポッキリ!

例)

9,500 円で全ての整備ができるように思わせる表現であるが、実際には部品交換などの場合には別途費用が必要である。

B: 今だけの半額特価キャンペーン実施中

例)

半額特価と表記しながらも、実際には倍額での販売実績は無く、常時設定されている販売価格だった。

C: メーカー希望小売価格 15,000 円のところ、9,980 円でご提供

例)

◇架空のメーカー希望小売価格であった。

◇実際にはメーカー等により予め設定・公表されている希望小売価格があるという根拠は確認できなかった。

10. 薬事法とは何か説明しなさい。

主に「医薬品」「医薬部外品」「化粧品」「医療器具」の 4 種について、安全性と、体への有効性を確保するための法律。

11. 医薬品とはなにか説明しなさい。

病院で医師が処方してくれる薬や、薬局・薬店で市販されている風邪薬や頭痛薬などのこと。

12. 医薬部外品とはなにか説明しなさい。

効果・効能が認められた成分は配合されているが、積極的に病気やケガなどを治すものではなく、予防に重点をおかれたもの。  
※効果そのものも誰にでも必ず認められるというものではなく、効果が期待できるという範囲。この作用の違いが、医薬品との大きな違いである。

13. 以下の問いに○か×で答えなさい。

A) アフィリエイトサイト運営者は事業者である。

B) 広告主は、ASP やアフィリエイターによる違反行為の責任は問われない。

アフィリエイト報酬を支払っている広告主および仲介をしている ASP は、アフィリエイターの表示内容に対して、チェックや情報提供をできるにもかかわらず、アフィリエイターに表示内容を任せている事業者になるため、アフィリエイターの違法行為に対して一切の責任を負うこととなる。

C) 景表法に抵触する基準は、意図して消費者を「誤認させる」表示をしたかどうかである。

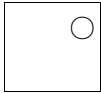
消費者を「誤認させる」表示だけでなく、消費者に「誤認される」表示もNG。

たとえ広告主や ASP、アフィリエイターに消費者を騙すつもりが無くても、消費者が騙されたと感じる表示は景表法に抵触してしまう。

D) 化粧品は薬事法の適用範囲内に入っている。

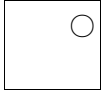
スキンケア品なども含まれる。

E) シャンプーは薬事法の適用範囲内に入っている。



体に直接塗るもの、摂取するものは含まれる。

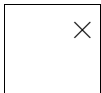
F) 健康食品、ダイエット食品、サプリメントは薬事法の適用範囲内に入っている。



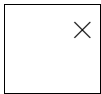
食品の一分類である健康食品に、医薬品に該当する成分を配合したり、医薬品と紛らわしい効能などの表示・広告を行ったりすると薬事法に違反する。

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/kenko\\_shokuhin/ken\\_syoku/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/kenko_shokuhin/ken_syoku/index.html)

G) 薬事法がカバーしないものに関しては、根拠の無い効果効能を記載してもよい。



H) 効果効能を広告主がサイト上で書いていれば、例え根拠の無い内容であっても、アフィリエイトは効果効能についてブログに書いてもよい。



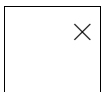
根拠のない効果効能を鵜呑みにしてはいけない。

I) アフィリエイトが実際に医薬部外品を使用して起きた身体の変化に関しては、「○○に効いた」「○○がよくなった」などの表現を使うこともできる。



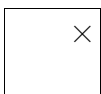
例え事実であっても、「私はそれを使ってよくなった」という表現をしてはいけない。

J) 「サプリメントを飲んだら便秘が治った」という表現をしてもよい。



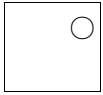
医薬品ではないので、「治った」という表現は NG。

K) 「美容成分を配合したシミ解消クリーム」という表現をしてもよい。

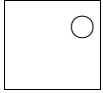


しみ・そばかすが消える・解消できるといった表現は、医薬品として認められる効果効果であっても、化粧品では認められない。

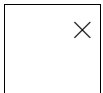
L)「血圧を下げる」は NG であるが、「高血圧が気になる方に」という表現ならしてもよい。



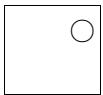
M)「疲れ目に効く」は NG であるが、「パソコンを良く使う人に」という表現ならしてもよい。



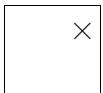
N)「〇〇を予防」という表現ならば、医薬部外品や化粧品にも使うことができる。



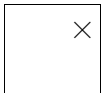
O)「エイジングケア」という表現ならば、化粧品にも使うことができる。



P)「サプリメントで二日酔いがすっきり！」という表現をしてもよい。



Q)「仁丹、1日1粒飲んでください」という表現をしてもよい。



仁丹は医薬部外品である。医薬品であるとの誤解を受ける可能性があるため、具体的に使用量が決まっているかのような表現をしてはならない。

※上記テスト内容は、2013/03/07 時点のものです。

【参考サイト】

薬事法ドットコム

<http://www.yakujihou.com/content/rule.html>

東京都福祉保健局

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/index.html>